

令和3年

行方市農業委員会

第10回総会会議録

(令和3年9月27日)

令和3年9月27日 行方市農業委員会第10回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

| | |
|--------|---|
| 議案第71号 | 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| 議案第72号 | 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について |
| 議案第73号 | 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について |
| 議案第74号 | 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について |
| 議案第75号 | 現況証明願について |
| 議案第76号 | 行方市農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第77号 | 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 議案第78号 | 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について |
| 報告第39号 | 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について |
| 報告第40号 | 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について |
| 報告第41号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告第42号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 報告第43号 | 農業委員活動状況について |

2 本日の出席委員

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 矢幡 幹 守 | 2番 谷田川 栄 | 3番 近藤 芳 子 |
| 4番 茂木 孝 | 5番 橋本 清 | 6番 平塚 実 |
| 7番 横瀬 忠美 | 8番 古渡 武文 | 9番 内藤 宏一 |
| 10番 本澤 政雄 | 11番 風間 啓次 | 12番 根本 正義 |
| 13番 小沼 正二 | 14番 大久保 正一 | 15番 郡司 正彦 |
| 16番 椎名 勇 | 17番 高塚 利英 | 18番 根崎 和枝 |
| 19番 清水 量 | | |

3 本日の欠席委員

なし

4 議事内容

| | |
|-----|---|
| 事務局 | (開会宣言) 午後 3時00分 (会長挨拶) |
| 事務局 | ただいまより令和3年行方市農業委員会第10回総会を開会させていただきます。 まず初めに、総会議事日程第2、会長挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。 |
| 会長 | それでは、皆さん、初めての総会ということで、今日は推進員さんも任命されまして、皆さん一緒の総会となります。総会の後にも研修会がございますので、1日有効に使っていきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。 |

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 それでは、続きまして日程第3、経過報告を行います。

別紙の9月行事経過報告をご覧になっていただきたいと思ひます。

まずは9月2日、農業委員任命書を交付し、及び第9回総会を、こちら北浦庁舎で行いました。出席者につきましては、副市長、全農業委員、事務局のほうで行いました。

続きまして、9月16日、常設審議委員会、こちらにつきましては、清水委員におかれまして、諮問案件の審査を書面決議で行いました。

続きまして、9月17日、農業委員タブレット研修会、こちら北浦庁舎内におきまして、全農業委員、事務局におきまして、タブレットの研修並びに全員協議会を行いました。

続きまして、本日9月27日、農地利用最適化推進委員の辞令を交付し、及び第10回総会に。こちらにつきましては、全農業委員、全推進委員、事務局のほうで出席をして現在行っております。以上です。

(議長の選出)

事務局 それでは、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長 それでは、議事日程ということで資格審査報告ということで、ただいまの出席委員数は19名、欠席委員はなしということでございます。定数に達しておりますので、したがって、本日の総会は成立することをご報告いたします。

(会期の決定)

議長 本日の会期は本日1日といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

議員 異議なし。

議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(議事録署名人の選出)

議長 議事録署名委員を議長において次のように指名いたします。

3番近藤芳子委員 4番茂木 孝委員

(書記の選出)

議長 総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議事日程報告)

議 長 議事日程は、別紙日程表のとおりです。

(議案の審議)

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第71号)

議 長 議案第71号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第71号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する)。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、審議に入ります。
 第1項、第2項は関連がありますので、一括審議といたします。
 調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、谷田川です。1項、2項については関連でありますので、一括でご報告させていただきます。なお、調査については、小沼委員の2人で全議案を調査してもらいました。
 第1項、第2項の譲受人、年齢32歳、市内の矢幡在住、団体職員の方です。田畑合わせて54aほど営農をしております。主に水稻栽培となっております。第1項の譲渡人ですが、年齢62歳、矢幡在住、会社員の女性。第2項の譲渡人については、年齢79歳、矢幡在住、無職の男性の方です。申請事由ですが、議案書に記載のとおり、農業経営の規模拡大を図るため、区分については、売買による所有権移転での申請となっております。調査の結果、第1項、第2項とも問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 調査の結果は、問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、平塚です。第3項の調査報告をいたします。この調査には橋本委員のご協力で行いました。
 譲受人は市内四鹿在住、70代農業の男性です。譲渡人は市内四鹿在住、50代解体業の男性です。申請事由は議案書のとおり、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、売買による所有権移転です。当該申請地は行方市杉平で県道水戸銚田佐原線の旧麻生北浦との境を東へ300mほど入ったところです。受人と渡人は近所同士です。取得後の経営面積は水稻、露地野菜合わせて35,000㎡です。通

作距離は2.5 km、車で約5分ほどです。受人は農機具もそろっており、必要書類も添付され、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上。

議長 調査の結果は、書類もそろっており、問題ないということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議 員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。

議長 長 次に、4項、5項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。

2番 2番、谷田川です。4項、5項とも一括でご報告いたします。第4項譲受人、年齢29歳、市内石神在住、農業の男性の方です。田畑合わせて716 a、営農しております。水稻と合わせて施設でのトマト栽培となっております。第4項の譲渡人、年齢73歳、根小屋在住、農業の男性です。第5項については、第4項の逆となりまして、第5項、譲受人、年齢73歳、市内根小屋在住、農業の男性です。田畑合わせて85 a、営農しております。主に水稻栽培となっております。第5項の譲渡人、年齢29歳、石神在住、農業の男性の方です。第4項、5項の申請事由については、議案書に記載のとおり、交換し農地の利便性を図ることです。区分については、売買による所有権の移転で申請されたものです。調査の結果、第4項、第5項とも問題はないものと調査してまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議 員 異議なし。（全員一致）

議長 長 異議なしと認め、4項、5項は原案のとおり可決いたします。

(議案第72号)

議長 長 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する）。

議長 長 1項ごとに審議をします。

15番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

15番 15番、郡司です。第1項の報告をいたします。この案件については、高塚会長の協力により調査してまいりました。申請人は32歳、行方市西蓮寺に在住し、自営である自動車板金塗装業をしております。申請事由については、記載のとおりで、進入路で自己用住宅路にするため、新築するに当たり道幅が狭いため、転用したいということでした。場所は西蓮寺の

| | | |
|---|----|---|
| | | 倉の北側すぐそばになります。事業計画案、見積り等などの必要書類を添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。 |
| 議 | 長 | 許可は相当という報告でございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、第2項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 7 | 番 | 7番、横瀬です。2項について調査報告をします。この案件につきましては、茂木委員と共に調査してまいりました。 |
| | | 申請人、同市山田に在住する農業の男性です。申請事由は、記載のとおり、違反転用の是正です。30年ほど前、台風等で自宅進入路が崩れ、10a弱のものが7、8枚になっていた田んぼを進入路、宅地として利用してしまったということでした。必要最小限と思われまふ。始末書等必要書類も添付されておりますし、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、始末書等も添付されており、問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 1番 | 11番、風間です。3項の調査報告をします。今回の調査は、根崎、内藤両委員さんと共に調査したものです。 |
| | | 申請人は市内玉造甲在住、62歳、内装業の男性です。申請事由は、平成8年前より農地に事務所兼作業所並びに駐車場を建築してしまったということ、違反転用の是正です。場所は、玉造工業高校より東に500mほど行ったところになります。調査の結果、始末書、必要書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果、何の問題もないということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 3番 | 13番、小沼です。4項の調査を報告します。この調査には谷田川委員さんの協力で調査をしてまいりました。 |
| | | 申請人は行方市麻生、60歳、会社員の女性の方です。申請事由は、自己用住宅、世帯を分けたいと思ひ住宅の建築を計画しました。場所は、●●●●●●の隣になります。事業計画書、残高証明書、その他関係書類も整ひ、許可相当と調査をして |

まいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 調査の結果は、何の問題もないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議 員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、第4項は原案のとおり可決いたします。

（議案第73号）

議長 次に、議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する）。

議長 1項ごとに審議をいたします。

2番 第1項の調査員より調査の報告を求めます。

議長 2番、谷田川です。第1項についてご報告いたします。なお、農振除外については、既に済んでいる案件となっております。

議長 借受人、市内矢幡在住、年齢45歳の会社員の男性の方です。貸渡人、矢幡在住、自営業の女性の方で、借受人とは親子関係でございます。申請事由ですが、自己用住宅建築、現在両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になったため、母名義の土地へ家を建てることで申請されたものです。区分は、使用貸借権です。場所については、添付されている矢幡地内位置図、公図をご覧ください。隣接農地については、同意書も添付され、関係書類等について整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全議 員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議長 次に、2項、3項は関連がありますので一括審議といたします。

2番 調査員より調査の報告を求めます。

議長 2番、谷田川です。一括でご報告させていただきます。なお、この案件については、農振除外は既に済んでおります。

議長 第2項、第3項の譲受人、市内矢幡在住、年齢32歳、団体職員の男性の方です。第2項の譲渡人、市内矢幡在住、無職の女性の方です。第3項の譲渡人、矢幡在住の無職の男性の方です。申請事由ですが、自己用住宅建築。現在両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になってきたということで、そうした中、隣接農地の所有者が高齢になり農業を縮小したい意向があるため、自己住宅建設用地として譲り受けることができましたので、今回の申請に至りました。区分は、売

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 買による所有権移転です。場所については、添付されている矢幡地内位置図、公図をご覧ください。隣接農地については、同意書も添付され、関係書類等について整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしくお願いたします。 |
| 全 | 員 | 調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 議 | 長 | 異議なし。（全員一致） |
| 1 | 0 | 異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、4項の調査員より調査報告を求めます。 |
| 1 | 0 | 10番、本澤です。第4項の調査についての報告をいたします。この案件につきましては、清水、近藤両委員さんのご協力の下調査をしてまいりました。譲受人は30歳、神栖市在住の会社員です。譲渡人は59歳、市内小貫に在住し農業をしております。2人の関係は親子の関係です。申請事由は、記載のとおり、自己用住宅建設のための使用貸借権の設定です。場所は、国道354号、原運輸の北側約200mのところ。必要な関係書類、全て添付されているために許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、必要書類もそろったため、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。（全員一致） |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、第4項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、第5項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 8 | 18番、根崎です。第5項の調査報告をします。この案件は風間、内藤両委員さんと共に調査してまいりました。譲受人は34歳、谷島在住、会社員の男性です。譲渡人は市内蔵川在住、62歳の会社員の女性です。譲受人が家族も増え、自己用住宅を計画し、実家に近く、この土地を譲渡人に快諾を得られ建てることになったそうです。この案件は、5月に農振除外で審議いただいた件でもあり、関係書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。（全員一致） |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、第6項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 6 | 16番、椎名です。第6項の調査報告をします。調査には矢幡委員さんのご協力をいただきました。なお、この案件は6月に農振除外をした案件です。受人は、行方市井貝で建設業を営む44歳の男性です。渡人は、行方市手賀の49歳、会社員の男性です。申請事由は、貸資材置場兼貸駐車場になります。区分は、売買による所有権の移転になります。事業の拡大に伴い、現在の資材置場、駐車場 |

では手狭になり、安全性の確保から資材置場と駐車場の確保が必要となり、今回の申請になったそうです。事業計画書、それと残高証明書、また隣地農地の譲渡等関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当と。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、第7項の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、風間です。7項の調査報告をします。今回の調査は、内藤委員さんの協力により調査してまいりました。

議 長 譲受人は、つくば市在住、33歳、公務員の女性です。譲渡人は、市内甲地区在住、62歳、内装業の男性です。申請事由は、受人は4月から職場復帰することになり、及び子供が成長するにつれて手狭になることを踏まえ、実家周辺に自己住宅を建築したいということです。区分は、使用貸借権の設定になります。場所は、玉造工業高校より東に500mのところだそうです。必要書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、谷田川です。第8項についてご報告いたします。

議 長 借受人は、千葉県鎌ヶ谷市の法人で代表は男性の方です。貸渡人は、年齢62歳、市内石神在住、農業の男性の方でございます。申請事由ですが、記載のとおり、太陽光発電設備になります。山林と合わせて耕作放棄地53aを土砂採掘した跡地で、農地としての管理が行き届かないので農地を賃貸し有効活用したいとのことでした。区分は地上権です。場所については、添付されている石神地内位置図、公図をご覧ください。隣接農地等については、特になく、太陽光発電施設の設置に伴って特に悪影響を及ぼす要因はないと思われ、調査の結果、関係書類等についても整っており、許可相当と調査をしてまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当と。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、第8項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、第9項の調査員より調査の報告を求めます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 3 | 番 | 13番、小沼です。9項の調査報告をします。この調査には、谷田川委員との協力で調査をしまりました。 |
| | | | 譲受人は行方市麻生、61歳、会社員の男性の方。譲渡人は行方市麻生、60歳、会社員の女性の方です。2人の関係は夫婦です。申請事由は自己用住宅、区分は使用貸借権です。世帯を分けたいと思い、住宅の建築を計画しました。場所は、麻生ヤマト運輸お隣になります。事業計画書、残高証明書、見積書もそろっており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。 |
| 議 | 長 | | 調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | | 異議なしと認め、第9項は原案のとおり可決いたします。 |
| | | | (議案第74号) |
| 議 | 長 | | 議案第74号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。 |
| 事 | 務 | 局 | 議案第74号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する)。 |
| 議 | 長 | | 1項ごとに審議をいたします。 |
| | | | 第1項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 9 | 番 | | 9番、内藤です。第1項の調査報告をいたします。 |
| | | | 申請人は市内羽生に在住し、田畑で281aを耕作、また稲刈り等を中心に150aの作業委託を請け負っている66歳の農業の男性です。願出要旨につきましては、農業経営の安定を図るための規模拡大です。現地までは自宅から約2kmほどの距離であり、農機具等も持っております。調査の結果、何の問題なく許可相当と調査をしまりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。 |
| 議 | 長 | | 調査の結果は、許可相当ということございまして。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | | 異議なしと認め、1項は証明書を交付することと決定いたします。 |
| 議 | 長 | | 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 |
| 9 | 番 | | 9番、内藤です。第2項の調査報告をいたします。 |
| | | | 申請人は市内羽生に在住し、田畑で280aを耕作、また田植え、稲刈り等を中心に1,500aの作業委託を請け負っている42歳、農業の男性です。願出要旨につきましては、農業経営安定を図るための規模拡大です。現地までは自宅から約2.5kmほどの距離であり、農機具等も持っております。調査の結果、何の問題なく許可相当と調査をしまりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたし |

| | | |
|-------|--------|---|
| | | ます。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果、何の問題もなく許可相当ということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、2項は証明書を交付することと決定いたします。 |
| 議 | 長 | 次に、3項の案件につきましては、議事参与の制限により関係委員は議事に参与することができないとされており、よって、関係委員の退室を求め、その間、暫時休憩といたします。 |
| | | (休憩) 午後3時45分～午後3時45分 |
| 議 | 長 | 再開をいたします。 |
| | | 調査員より調査の報告を求めます。 |
| 1 | 1 番 | 11番、風間です。3項の調査を発表します。 申請人は市内若海地区在住、39歳、農業の方です。夫婦で田畑合わせて125,381㎡を耕作しています。願出要旨は農業経営の安定を図るための規模拡大です。調査の結果、証明書の交付に問題ないものと調査しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。 |
| 議 | 長 | 調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、3項は証明書を交付することと決定いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間暫時休憩といたします。 |
| | | (休憩) 午後3時47分～午後3時47分 |
| 議 | 長 | 再開をいたします。 |
| | | 追ってお諮りいたします。1項から3項について本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。 |
| 全 | 員 | 異議なし。(全員一致) |
| 議 | 長 | 異議なしと認め、許可することに決定いたします。 |
| | | (議案第75号) |
| 議 | 長 | 議案第75号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。 |
| 事 務 局 | 議案第75号 | 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は |

事前配付のため割愛する)。

議 長 第1項、第2項は関連がありますので一括審議といたします。
調査員より調査の報告を求めます。
1 3 番 13番、小沼です。1項、2項関連ありますので一括で報告をします。この調査には谷田川委員さんの協力で調査してまいりました。
1項、2項の申請人は、千葉県浦安市、70代の女性の方です。願出要旨は地目の変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、20年以上前より原野化しており、復元するのも困難な状況です。現場は麻生南部土地改良区内になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、何ら問題のないということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、小沼です。3項の調査報告をします。この調査にも谷田川委員さんの協力で調査してまいりました。
申請人は、行方市小高、72歳の女性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、10年以上前から山林化しており、復元するも困難な状況です。場所は行方市麻生会館付近になります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、証明書を発行することに何ら問題もないということでした。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第76号)

議 長 次に、議案第76号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事 務 局 議案第76号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。
別紙資料1をご覧いただきたいと思ひます。また、2枚目の農用地利用集積計画総括表でご説明させていただきます。

新規設定13件、34筆、53,510㎡となります。

続きまして、更新の設定で5件、18筆、34,449㎡となっています。

新規・更新の合計といたしまして18件、52筆、87,959㎡となります。

次のページから農用地当該利用権設定の一覧表ということで、設定者、受ける者、

設定した年、利用権の内容で期間、賃借料が記載されておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。

議 長 ただいまの説明内容についてご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案どおり決定いたします。

（議案第77号）

議 長 議案第77号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第77号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説明する。

資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。

2枚目、農地中間管理事業総括表でご説明いたします。

新規の設定が畑1件、2筆、2,131㎡となります。

次のページが農用地利用集積計画の一覧表となります。

設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定いたします。

（議案第78号）

議 長 議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

資料ナンバー3をご覧くださいと思います。

令和3年8月19日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものとなります。計画案が裏面の2筆、2,130㎡となります。詳細につきましては、裏面をご覧くださいと思います。

なお、議案第77号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 長 ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

（報告第39号）

議 長 次に、報告案件に入ります。
初めに、報告第39号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。

事 務 局 報告第39号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。

議 長 第1項の調査の報告を求めます。
1 5 番 15番、郡司です。第1項の調査を報告いたします。
所有者は70代で行方市西蓮寺に在住しております。仮登記権利者は60代で行方市吉川在住の方です。農地法第3条により条件つき所有権移転の買取りになります。令和3年3月に売買が行われ、8月に全額支払われたため仮登記されたものになります。土地所有者は病気のため仕事ができないということで、遠縁の方を通して農地を譲りたいということでした。仮登記人は家族でネギやレンコンを耕作している方で、購入した土地ではネギの栽培をする予定だそうです。今後10月に第3条の申請をする予定になっているそうです。今後とも農地のほうを見守っていきたいと思います。以上です。

議 長 ただいまの報告につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認めます。郡司委員には引き続き監視、指導をよろしく願います。

（報告第40号、報告第41号、報告第42号、報告第43号）

議 長 次に、報告第40号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第43号 農業委員活動状況について、以上報告案件について、一括して事務局より説明を願います。

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 報告第40号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。 報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。 報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。 報告第43号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。 |
| 議長 | 報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。 |
| 議員 | 異議なし。（全員一致） |
| 議長 | 異議なしと認めます。 |
| | （閉会宣告） 午後 4時08分 |
| 議長 | これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第10回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。 |